

鳥取市道路占用料徴収条例（昭和44年条例第9号）新旧対照表

改正後		改正前																					
○鳥取市道路占用料徴収条例		○鳥取市道路占用料徴収条例																					
昭和44年4月1日		昭和44年4月1日																					
鳥取市条例第9号		鳥取市条例第9号																					
第1条～第2条の2（略）		第1条～第2条の2（略）																					
（占用料の額）		（占用料の額）																					
第3条（略）		第3条（略）																					
第4条～第11条（略）		第4条～第11条（略）																					
附則		附則																					
1～8（略）		1～8（略）																					
附則別表第1（略）		附則別表第1（略）																					
附則別表第2（略）		附則別表第2（略）																					
附則別表第3（略）		附則別表第3（略）																					
附則別表第4（略）		附則別表第4（略）																					
（昭和53年条例第16号の改正附則省略）		（昭和53年条例第16号の改正附則省略）																					
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32</td> <td>第一種電柱</td> <td>1本につき1</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>			占用物件	占用料		単位	金額（円）	法第32	第一種電柱	1本につき1	480	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32</td> <td>第一種電柱</td> <td>1本につき1</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table>			占用物件	占用料		単位	金額（円）	法第32	第一種電柱	1本につき1	430
	占用物件			占用料																			
		単位	金額（円）																				
法第32	第一種電柱	1本につき1	480																				
	占用物件	占用料																					
		単位	金額（円）																				
法第32	第一種電柱	1本につき1	430																				

条第1項	第二種電柱	年	730
第1号に掲げる工	第三種電柱		990
作物	第一種電話柱		430
	第二種電話柱		680
	第三種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870
	その他のもの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	850
法第32条第1項	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18

条第1項	第二種電柱	年	660
第1号に掲げる工	第三種電柱		900
作物	第一種電話柱		390
	第二種電話柱		620
	第三種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	1,900
	その他のもの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	770
法第32条第1項	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16

第2号に掲げる物件	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	26
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	38
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	51
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	77
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	100
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	180
	外径が0.7m以上1m未満のもの	260
	外径が1m以上のもの	510

第2号に掲げる物件	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	23
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	35
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	46
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	70
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	93
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	160
	外径が0.7m以上1m未満のもの	230
	外径が1m以上のもの	460

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運行補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類	地下に 設ける もの	長さ1mにつ き1年		<u>3</u>
			その他 のもの			<u>9</u>

(新)	(新)	(新)
-----	-----	-----

		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680
		その他	上空に	占用面積1㎡
		のもの	設ける	につき1年
			もの	430
			地下に	設ける
			もの	260
		その他のもの		850
法第32条第1項第4号に掲げる施設				850
法第32条第1項	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を
第5号に掲げる施設				乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を
				乗じて得た額

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1㎡	770
				につき1年	
法第32条第1項	地下街及び地下室	階数が一のもの			Aに0.004を
第5号に掲げる施設					乗じて得た額
		階数が二のもの			Aに0.007を
					乗じて得た額

		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		430	
	地下に設ける通路		260	
	その他のもの		850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	9	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	87	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで一時的に設けるものを除く。)	表示面積1㎡につき1月	87	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	870	
	標識	1本につき1年	680	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9

		階数が三のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		930	
	地下に設ける通路		560	
	その他のもの		770	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	19	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	190	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで一時的に設けるものを除く。)	表示面積1㎡につき1月	190	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,900	
	標識	1本につき1年	620	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19

	その他のもの	1本につき1月	87
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1日	9
	その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
	その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1m <sup>2</sup>	850
令第7条第3号に掲げる施設		につき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.014を乗じて得た額

	その他のもの	1本につき1月	190
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1日	19
	その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
	その他のもの		930
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1m <sup>2</sup>	770
令第7条第3号に掲げる施設		につき1年	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1m <sup>2</sup> につき1月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			77
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.016を乗じて得た額

設	上空に設けるもの
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの
	階数が1のもの
	階数が2のもの
	階数が3以上のもの
	その他のもの
令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの

Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額

掲げる施設	上空に設けるもの
	(新)
	(新)
	(新)
	その他のもの
令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの

Aに0.02を乗じて得た額
(新)
(新)
(新)
Aに0.028を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額

令第7条 第11号	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに0.019を 乗じて得た額
に掲げる 応急仮設 建築物	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を 乗じて得た額
上記に掲げるもの以外の占用		その都度市長が定める額

令第7条 第11号	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	Aに0.016を 乗じて得た額
に掲げる 応急仮設 建築物	上空に設けるもの	Aに0.02を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を 乗じて得た額
上記に掲げるもの以外の占用		その都度市長が定める額

備考

- 1 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

備考

- 1 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。